

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人建築研究所

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況
独立行政法人建築研究所が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて、契約方式、契約事務手続、公表事項等の必要な事項を定めた「独立行政法人建築研究所契約業務取扱規程」等の内規を定めている。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況
契約の入札・契約手続について、会計課によるチェックを経て、独立行政法人建築研究所内に設置した「契約審査会」において入札・契約手続を審査している。また、業務終了後には「独立行政法人整理合理化計画」等に定められた通り、監事が厳正な監査を行っている。なお、今回新たに引き上げられた、独立行政法人における第三者による審査体制については、既に監事監査において、執行部門から独立した第三者的チェックが行われていることから、入札監視委員会のような組織は置いていない。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）
業務実績報告書99ページにおいて記載のとおり、計画の通り着実に進捗している。
<b>II 個々の契約における監事等のチェックについて</b>
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）
監事は、基準額以上の契約のリストから任意に指定した契約について監査するとともに、契約の執行体制や随意契約の適正化などの状況についても監査している。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況
業務実績報告書100ページにおいて記載の通り、監事監査の結果、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 随意契約は適正に執行されている。</li><li>・ 一般競争入札等への移行の努力は着実に進められている。</li><li>・ 契約審査会は発足以来改善を図りつつ適正に運営されている。</li></ul> との監事意見を得ている。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人建築研究所

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
「独立行政法人建築研究所契約業務取扱規程」等を定めており、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）についての評価
契約事務手続については、「独立行政法人建築研究所契約審査会」における審査や監事監査において厳正に審査していると評価。なお、今回新たに上げられた、独立行政法人における第三者による審査体制については、既に監事監査において、執行部門から独立した第三者的チェックが行われていることから、入札監視委員会のような組織は置いていない。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。
<b>II 個々の契約に係る評価</b>
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事により適正なチェックが行われていると評価。